

「主任技術者選任又は解任届書」の提出漏れについて

1. 事実関係

伊方発電所における電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者について、電気事業法第43条第3項に基づく「主任技術者選任又は解任届書」の提出漏れを確認した。

伊方発電所における「主任技術者選任又は解任届出書」（令和2年3月1日付選解任）

①第1種電気主任技術者（ を選任、 を解任の届出）

②第1種ボイラー・タービン主任技術者（ を選任、 を解任の届出）

保安規程（電気事業用電気工作物（原子力発電工作物））においては、第6条（主任技術者の選任）に当該主任技術者の選任、第8条に主任技術者不在時の措置について規定しており、当該主任技術者を選任するとともに、当該主任技術者が、やむを得ない事情により不在となる場合等にその職務を代行する代行者をあらかじめ指名するなど、同規程に基づき適切に主任技術者を配置し、その職務を遂行している。

また、伊方発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という）第8条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任）についても、保安規程と同様に当該主任技術者等を選任し、その職務を遂行している。

2. 発見の経緯

当社社員が原子力規制庁のホームページを閲覧していたところ、昨年度の「主任技術者選任又は解任届書」の公開資料が掲載されていないことに気づき、社内で調査したところ、令和2年3月に提出が必要であった届出書の確認ができなかった。

3. 原因

- 社内人事異動等に伴い、当該主任技術者の異動がある場合は、併せて、「命（解）〇〇〇主任技術者」との人事発令を行うとともに、選解任届を作成・提出することとしている。
- 社内の原子力部門以外の他事業所（支店・支社、発電所、ダムなど）の主任技術者の選解任届は、これら設備を所管する主管部が作成、提出することとしているが、伊方発電所の当該主任技術者の異動に関する届出は、人事担当個所にて行う運用としていた。

＜社内届出手続き＞

○他事業所：主管部門（作成・提出）→国

○原子力部門：伊方発電所総務課→本店人事労務部（作成・提出）→東京支社→原子力規制庁

- 伊方発電所における当該主任技術者の交替は、ボイラー・タービン主任技術者は3年ぶり、電気主任技術者は6年8ヵ月ぶりのことであり、届出申請の担当者が変更となったことから、令和2年3月当時に主任技術者の人事業務を行っていた担当者が、伊方発電所以外の事業所と同様に、選解任届出に関する業務は、伊方発電所（原子力部門）にて行うものと認識していた結果、異動の届出が漏れてしまうこととなった。

4. 再発防止策

- 原子炉主任技術者や放射線管理主任技術者等の選解任届出の手続き（作成・提出）については原子力部門単独で行っており、本事案の当該主任技術者の届出手続きについても、人事担当個所から原子力部門にて一元的に管理するよう変更する。

＜新たな社内届出手続き（原子力部門にて一元管理）＞

○伊方発電所総務課→本店原子力部（作成・提出）→東京支社→原子力規制庁

- 担当個所の変更にあたっては、原子力部門にて許認可申請等実施を管理する社内規定を改定するとともに、届出に関する年度計画に反映し、統合型保守管理システム（EAM）を活用して計画漏れがないよう、万全を期すこととする。
- なお、人事異動等に伴い主任技術者が異動する場合、これまでと同様に、人事担当個所にて選任・解任の発令と主任技術者の名簿管理を行っていく。

5. 今後の対応

- 速やかに当該主任技術者の異動に伴う届出書を提出し、再発防止策に記す届出に関する業務プロセスを見直すこととしたい。

以 上

電気事業法

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

保安規程（電気事業用電気工作物（原子力発電工作物））

(主任技術者の選任)

第6条 電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、次の各号に掲げる主任技術者を選任する。

(1) 電気主任技術者

(2) ボイラー・タービン主任技術者

(主任技術者不在時の措置)

第8条 主任技術者がやむを得ない事情により不在となる場合等とその職務を代行するも者（以下「代行者」という）をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。

保安規定

(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)

第8条の2 所長は、電気工作物の保安の監督にあたらせるため、電気事業法第43条に定めるところにより、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者を選任する。

2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、十分な責任と権限を有して職務を遂行するよう、課長以上の職位とする。ただし、該当者がいない場合はこれに準じる者を選任することとし、その場合には、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務を果たし得るよう、配慮する。

3 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者が、やむを得ない事情により不在となる場合等とその職務を代行する代行者をあらかじめ指名しておき、これにあたらせる。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者を選任する。

代行者は、電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者の不在時は、指示された電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者の職務を誠実に遂行する。